

## 兵庫教育大学教育実習総合センター規則

〔平成25年3月15日〕  
規則第2号

改正 平成26年3月13日  
平成29年3月31日

(目的)

**第1条** 兵庫教育大学教育実習総合センター（以下「教育実習総合センター」という。）は、学校教育に関わる今日的課題に即する実践的研究を推進し、学生に対し効果的な実践的教育を行うとともに、学校現場、教育委員会及び大学院に教職課程を持つ兵庫県内の国公立大学との連携・協働による教員養成のための基盤形成を図り、教員養成の高度化の推進に資することを目的とする。

(部門及び業務)

**第2条** 教育実習総合センターに、次の各号に掲げる部門を置き、当該各号に掲げる業務を行う。

(1) 大学院学校教育研究科実地研究支援部門

- ア 連携協力校等における実習の効果的な運営に関すること。
- イ 連携協力校等との連携協力による共同研究に関すること。
- ウ 専門職学位課程学生の質保証のための修学支援に関すること。
- エ 連携協力校連絡協議会の企画及び立案に関すること。
- オ 修士課程における教員としての実践的指導力を高めるための学校等における大学院レベルの実習（以下「教職アドバンスト実習」という。）の効果的な運営に関すること。
- カ 教職アドバンストプログラム受講学生の修学支援に関すること。
- キ その他大学院学校教育研究科実地研究支援部門の業務に関し必要な事項

(2) 学校教育学部実地教育支援部門

- ア 実地教育に係る研究に関すること。
- イ 実地教育の企画、立案及び学生指導等に関すること。
- ウ 実地教育の効果的な運営に関すること。
- エ その他学校教育学部実地教育支援部門の業務に関し必要な事項

(組織)

**第3条** 教育実習総合センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育実習総合センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教育実習総合センター副センター長（以下「副センター長」という。）
- (3) 部門主任
- (4) 兼務教員
- (5) コーディネーター

2 教育実習総合センターに、前項に掲げる者のほか、その他必要な職員を置くことができる。  
(センター長)

**第4条** センター長は、教育実習総合センターの管理運営を統括する。

2 センター長の選考は、兵庫教育大学教育実習総合センター長選考規程（平成25年規程第6号）の定めるところによる。  
(副センター長)

**第5条** 副センター長は、センター長の職務を助ける。

2 副センター長は、教育実習総合センターに所属する上級連携推進研究員をもって充てる。  
(部門主任)

**第6条** 部門主任は、第2条第1項各号に掲げる部門に関する業務を掌理する。

2 部門主任は、センター長の意見を聴いて学長が指名する。  
(兼務教員)

**第7条** 兼務教員は、主に第2条第1項第2号ア及びイに掲げる業務に従事する。

2 兼務教員は、本学の教員のうちから学長が命じる。  
(コーディネーター)

**第8条** コーディネーターは、次の各号に掲げる業務に従事する。

- (1) 大学院学校教育研究科実地研究支援部門に所属するコーディネーター  
第2条第1項第1号に掲げる業務

(2) 学校教育学部実地教育支援部門に所属するコーディネーター  
第2条第1項第2号ウに掲げる業務

2 コーディネーターは、教育実習総合センターに所属する連携推進研究員をもって充てる。  
(運営会議)

**第9条** 教育実習総合センターの運営に関する基本的事項を審議するため、教育実習総合センター運営会議を置く。

2 前項に規定する教育実習総合センター運営会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(専門職学位課程実習連絡調整委員会)

**第10条** 連携協力校等における実習及び連携協力校等との連携協力による共同研究を円滑に実施するため、専門職学位課程実習連絡調整委員会を置く。

2 前項に規定する専門職学位課程実習連絡調整委員会に関し必要な事項は、別に定める。  
(実地教育担当者会議)

**第11条** 実地教育を円滑に実施するため、実地教育担当者会議を置く。

2 前項に規定する実地教育担当者会議に関し必要な事項は、別に定める。  
(分室)

**第12条** 第2条第1項各号に掲げる業務を円滑に遂行するために必要がある場合は、分室を置くことができる。

2 前項に規定する分室に関し必要な事項は、別に定める。  
(事務)

**第13条** 教育実習総合センターに関する事務は、教育研究支援部教育支援課が処理する。  
(雑則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、教育実習総合センターの運営等について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 兵庫教育大学教育実習総合センター修士課程実習連絡調整委員会内規（平成25年3月15日学長裁定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。